

改 正 後

改 正 前

(連結納税に関する申請書等の様式の制定について 21)

(新 設)

納税地	
連親法人名	
代表者氏名	

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官
⑧

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
法人税額	2	円
法人税額の特別控除額	3	
リース特別控除戻税額	4	
土地譲渡利益金	5	
課税土地譲渡利益金額	5	
同上に対する税額	6	
連結留保	7	
課税連結留保金額	7	
同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
使途秘匿金額	9	
同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
連結欠損繰戻し	16	
還付金額	16	
減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額	21	
過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す連結欠損金	23	

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告	賦課決定額	円	円
加算税	更正決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	更正決定後の賦課決定額		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所長首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。